

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 47 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露天等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

【予防規則】

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 16 条 条例第 47 条各号に掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、同条第 1 号及び第 4 号に係る届出にあつては実施する前日までに、同条第 2 号、第 3 号及び第 5 号に係る届出にあつては実施する日の 5 日前までに、第 6 号に係る届出にあつては、開設する日の 14 日前までに、行う行為に応じ、次に掲げる届出書を所轄消防署長に 2 通提出して行うものとする。ただし、同条第 1 号に係る届出のうち、所轄消防署長が火災予防上及び消防活動上支障がないと認めた場合については、当該届出書に代えて、口頭により行うことができる。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出（様式第 10 号）
- (2) 煙火打上げ、仕掛けの届出（様式第 10 号の 2）
- (3) 催物開催の届出（様式第 10 号の 3）
- (4) 水道断水、減水の届出（様式第 10 号の 4）
- (5) 道路工事の届出（様式第 10 号の 5）
- (6) 露店等の開設届出書（様式第 10 号の 6）

【解釈及び運用】

- 1 本条は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある 8 種の行為を掲げ、その届出について規定したものである。
- 2 第 1 号の行為は、それ自体火災予防上の危険が存するものであるが、更に、これについて十分な消火準備がなされている場合でも、消防機関がそれを知らなければ、自ら火災と誤認し、あるいは一般住民からの誤報によって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれがある。第 1 号の規定は、これを避けるため、行為者に一般的に届出義務を規定したものである。
なお、たき火に類する行為にあつては、行為の規模、場所等を勘案し、第 24 条に定める例により指導すること。
- 3 第 2 号については、火薬類の消費をしようとする者は、火薬類取締法第 25 条第 1 項（ただし書に該当する場合を除く。）の規定により知事の許可が必要であり、かつ、煙火を消費する場合には、火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 の規定が適用される。
- 4 第 3 号の行為は、本来は劇場等以外の用途に供される非特定防火対象物における一時的な催物開催のみを指すものである。

非特定防火対象物とは、本来、特定の人々が入りし、勤務する場所であり、そのため、消防法令上の取扱いも特定防火対象物に比べてハード、ソフト両面にわたり規制が緩やかになっている。したがって不特定多数の人々を収容する催物を非特定防火対象物において開催するときは、事前に届け出させ、第 41 条の準用規定が遵守されているか否かをチェックすることにより、防火安全の向上を図ろうとするものである。

「催物」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。(興行場法第1条第1項参照)

- 5 第4号は、水道工事等により、ある区域が断水又は減水するような場合をいう。
- 6 第5号の道路の工事には、消防自動車が全く通行できない場合に限らず、片側通行止等も含まれ、また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブル等の埋設工事等消防隊の通行その他消火活動に障害となるような場合をいう。
- 7 第6号は、第17条第9号の2に規定されている「多数の者の集合する催し」において、対象火気器具等を使用する露店等を1店舗でも開設する場合に届出が必要となる。

また、「多数の者の集合する催し」において、火又は電気を熱源とする機器を積載した移動販売車を駐車した状態で使用する場合も該当する。

「多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりをもつものを指すものであること。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外であること。

- 8 本章の届出における届出義務者は、すべて行為者であるが、これらの行為につき請負契約又は委任契約が締結されている場合には、請負人又は受任者が一般に行為者である。

したがって、例えば、第4号の水道の断減水、又は第5号の道路の工事については、水道管理者又は道路管理者自身が行う場合は水道管理者又は道路管理者が、請負契約により行う場合は当該請負人が届出義務者である。

なお、第3号の催物の開催については、開催者（主催者）が行為者であって、演技者等が届出義務者となるものではない。